

## 松江市サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第24条の規定に基づき、松江市内のサービス付き高齢者向け住宅（以下「住宅」という。）の業務に関する定期報告及び立入検査を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (定期報告の実施)

第2条 サービス付き高齢者向け住宅登録事業者（以下「登録事業者」という。）は、毎年度7月末までに、サービス付き高齢者向け住宅定期報告書（様式第1号）により、7月1日現在の状況を市長に報告するものとする。

### (立入検査の実施)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、立入検査を実施するものとする。

- (1) 定期報告の報告内容に疑義がある場合
  - (2) 前号に定めるもののほか、住宅の適正な管理を行うために必要と認められる場合
- 2 市長は、立入検査の対象となる登録事業者に対して、サービス付き高齢者向け住宅立入検査通知書（様式第2号）により、事前通知を行うものとする。
- 3 立入検査員（以下「検査員」という。）は、都市整備部住宅政策課及び健康福祉部介護保険課の職員とし、それぞれの所管事項を分担するものとする。

### (立入検査事項)

第4条 住宅に対する立入検査事項は、次に掲げるとおりとし、必要に応じて適宜追加することができるものとする。ただし、住宅の供用開始前に立入検査を実施する場合の検査事項は、第1号、第2号及び第7号とする。

- (1) 住宅の申請図面による現地確認
- (2) 必修サービス（状況把握及び生活相談）の運営状況
- (3) 高齢者支援サービスの提供状況
- (4) 入居者の状況（契約内容、入居者数、入居資格等）
- (5) 職員の配置状況
- (6) 帳簿の保存状況
- (7) 住宅に関する広告の内容

### (報告)

第5条 検査員は、第3条第1項の規定に基づく立入検査を実施したときは、速やかにサービス付き高齢者向け住宅立入検査報告書（様式第3号）により、市長に報告するものとする。

(結果通知)

第 6 条 市長は、前条の規定による検査結果の報告を受けたときは、指摘事項の有無等について、速やかにサービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書（様式第 4 号）により、登録事業者に通知するものとする。

(改善報告)

第 7 条 登録事業者は、前条の結果通知により指摘事項があったときは、速やかに文書にて改善の報告を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。